

【令和6年度】
山口市インバウンド受入環境整備支援補助金
募集要領

募集期間

令和6年4月1日(月)
～令和6年6月30日(日)

令和6年4月

運営主体：山口商工会議所

実施主体：山口市

山口市では、本年1月にニューヨーク・タイムズ紙の「2024年に行くべき52カ所」の3番目に選出されたことを契機として、国内外から本市を訪れる観光客の皆様を受け入れるためのおもてなし環境整備を進めており、訪日外国人旅行者の滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備を行う、市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）を対象とした補助金制度「山口市インバウンド受入環境整備支援補助金」の補助対象事業者を募集します。

御希望の事業者の方は、次により御応募ください。

I 補助金の概要

1 補助金の目的

市内事業者を対象として、訪日外国人旅行者の滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備に係る経費の一部を補助することで、観光地としての魅力向上を図ることを目的としています。

2 補助金の内容

インバウンド受入環境整備として市内事業者が行う、多言語対応に取り組む事業及びキャッシュレス決済に取り組む事業の経費の一部について、市が予算の範囲内で補助金を交付します。

3 補助対象者

市内で以下に掲げる施設を所有し中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

- (1) 観光施設（観光旅行者の利用に供される施設のうち、体験、遊戯、観賞又は運動のための施設をいう。）
- (2) 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
- (3) 飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
- (4) 小売業（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Ⅰ-小売業をいう。）を営む店舗
- (5) (1) から(4)までに掲げるもののほか、市長又は山口商工会議所が認める施設

上記施設は次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本市に所在する施設であること。
- (2) 本市を訪れる訪日外国人旅行者が利用することができるものであること。

4 補助対象要件

(1)～(4)のすべてに該当する事業者

- (1) 山口市内の事務所又は店舗（以下「事務所等」という。）で事業を営む中小企業者。
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

5 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
多言語対応に取り組む事業	多言語対応するために必要な以下の経費 (1) 音声翻訳機器購入費用 (2) 外国語及びピクトグラムで表記した案内看板、その他の案内表示の設置に要する費用 (3) 外国語で表記した案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等の作成費用 (4) 商品メニュー表の多言語化に要する費用 (5) ホームページの多言語化に要する費用
キャッシュレス決済に取り組む事業	クレジットカード決済可能なキャッシュレス決済機器本体を新規に導入するために必要な以下の経費 (1) キャッシュレス決済機器（カードリーダー、プリンター、タブレット端末等の周辺機器を含む。）の導入に要する費用 (2) キャッシュレス決済機器の導入に必要なインターネット環境の整備に係る費用
その他	上記以外で市長又は山口商工会議所が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

＜対象とならない経費＞

- ・ 国、県、市等で交付を受けた対象経費（対象経費が重複していなければ併用は可能）
- ・ 人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得、施設の保守管理費、水道光熱費、家賃（保証金・共益費・地代含む）、リース代、保険料、交際費（飲食・接待）、公租公課、当該補助制度の目的と整合性がない経費 等

6 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助対象事業の決定を受けた日から着手して、事業が完了する日（令和6年12月31日）までが対象となります。補助対象事業は支払及び納品までを当該期間に完了する必要があります。

ただし、令和6年4月1日以降に発注したものについては、山口商工会議所が補助事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、準備行為として補助対象とすることができる。

7 補助金額

補助金の補助率は2分の1 限度額は10万円。

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

※ 申請は、同一年度で1事業者につき1回限りです。

8 用語の意義

(1) 「中小企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう

中小企業基本法第2条（参考）

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小 売 業	5千万円以下又は50人以下

Ⅱ 申請方法

1 申請者

申請者は補助対象者となります。

2 申請書類及び部数

以下の書類を提出してください。（書類不備があった場合は、審査ができませんので、必ず確認の上、提出ください。）

- (1) 山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業主の場合は、直近の確定申告書及び写真付身分証明書）の写し
- (5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料（工事を伴う場合は工事前の写真が必要）
- (6) 本市が発行する市税の滞納のないことの証明（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、市長又は山口商工会議所が必要と認める書類

3 募集期間・申請方法・問合せ先

(1) 募集期間

令和6年4月1日（月）～ 6月30日（日）（当日消印有効）

(2) 申請方法

申請書類の提出は郵送のみとなります。

（郵送の場合は、追跡等ができる方法で送付）

(3) 提出先・問合せ先

〒753-0086 山口市中市町1番10号
山口商工会議所 企画推進部 宛

電話：083-925-2300 FAX：083-921-1555

4 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申請書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とします。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (5) 申請書類は、返却いたしません。

Ⅲ 補助対象事業の交付決定

1 交付決定の方法

山口商工会議所により、厳正に審査を行い、交付決定を行います。

2 審査

申請受付日より随時審査を行います。

※申請受付日は、山口商工会議所で受け付けた日となります。申請者が記載した申請日とは異なります。

なお、原則、予算の範囲内で交付決定を行いますので、予算に達した場合は募集期間前に終了する場合があります。

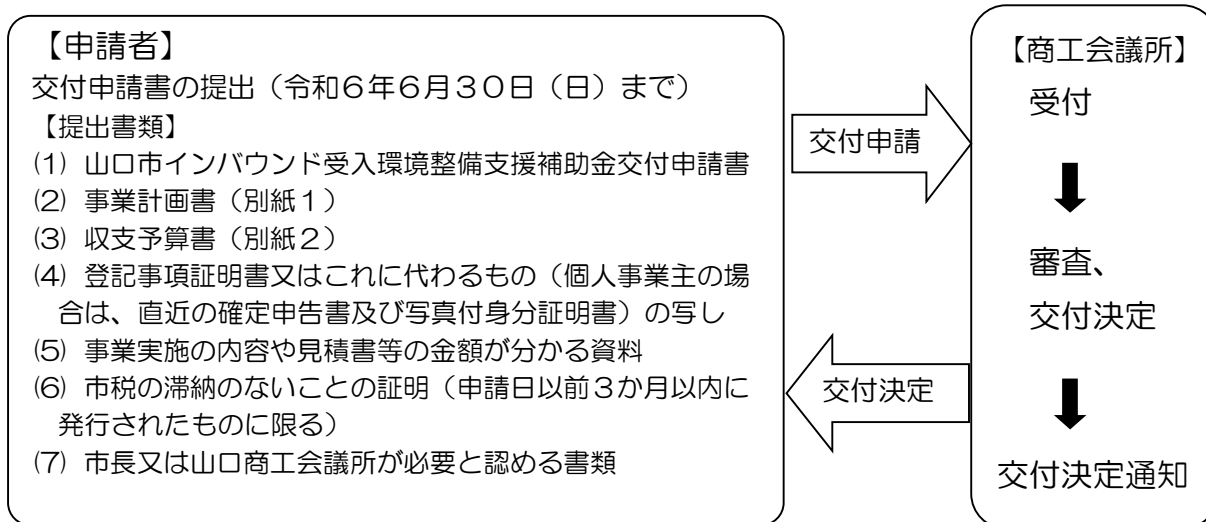
3 交付決定の通知

審査結果は申請書類を提出した全ての申請者に対して速やかに文書で通知します。

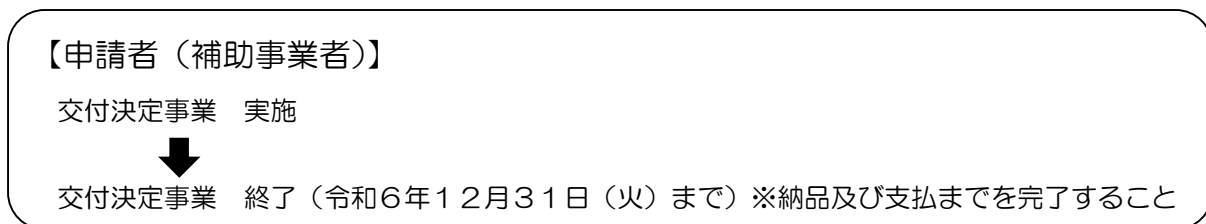
IV 補助金交付までの流れ

事業終了後に実績報告の内容を確認の上、額の確定を行います。補助金の交付時期は、額の確定通知を受けた後となります。

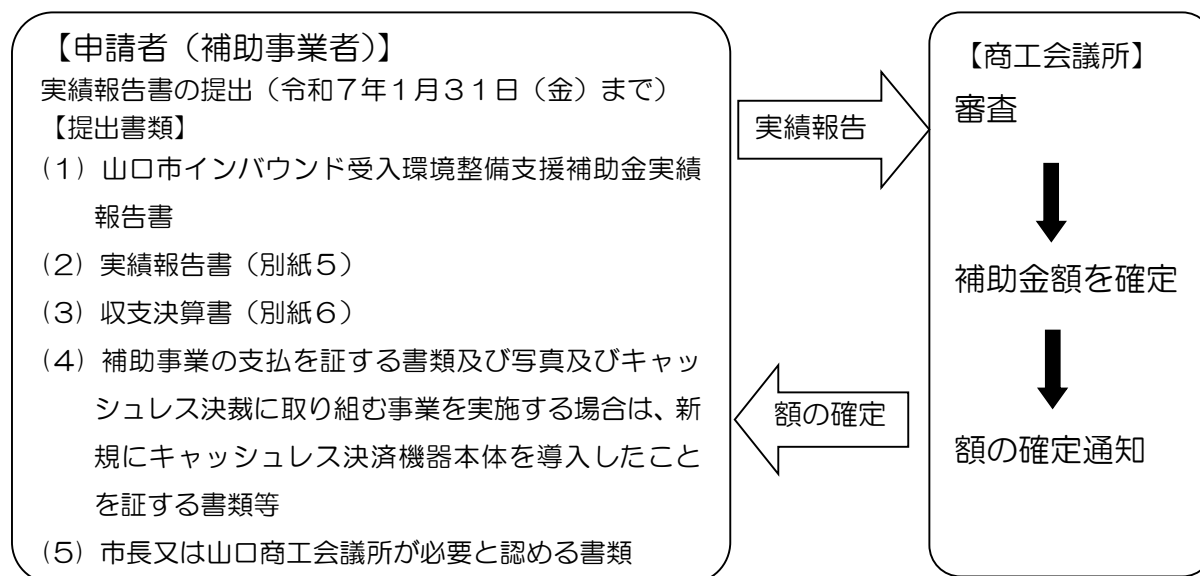
① 補助対象事業交付申請・交付決定



② 補助対象事業の実施



③ 実績報告・額の確定



④ 請求・補助金の支払

